

「^{しんちひ}新地^{ぶたい}曳き舞台」 町指定有形文化財（建造物）

所在地：大字南条 781 所有者：新地区 指定：平成 18 年 12 月 26 日

木造組立式で四つの木車（大七車）による移動が可能な山車^{だし}です。舞台は四本の角柱によって屋根が建てられ、左右に脇障子^{わきしょうじ}が組み込まれています。唐破風^{からはふ}上の鬼板^{おにいた}には瑞雲^{ずいうん}、舞台の梁^{はり}の上には鶴^{つる}、左右の脇障子には透かし彫り、舞台の左右には兔^{うさぎ}が彫刻されていますが、全体的には質素な雰囲気^{うきぐわい}を漂わせています。舞台上の屋根は軽くするために市松模様^{いちまつもよう}の紙貼りで、照明効果をも考慮していたものと推察されます。

彫刻及び曳き舞台の制作者については不明であり、制作された年代については、付属する袴幕^{はかままく}に嘉永 6 年（1853）、舞台脇に張られる羽織幕^{はおりまく}には安政 2 年（1855）と明記されている事より、江戸時代後期の制作年代が与えられると推測されます。

現在の曳き舞台はすべてが、制作当時のものではなく、何度かの修理を繰り返して現在にもたらされています。

袴幕には新地若者中の文字が見られ、奉納されたものと見てとれます。

法 量 高さ 5.3m 幅 2.7m 奥行 4.5m

